

適用範囲について

照明器具(電灯)やコンセント等で使用する一般の電気機器(小型機器)の契約容量が6キロボルトアンペア(kVA)以上であり、50キロボルトアンペア(kVA)未満のお客さまに適用される契約種別です。
 具体的には、商店、事務所、飲食店やご家庭等で電灯、小型機器を多く使われる場合などに適用しています。
 電圧は単相100ボルト(V)および200ボルト(V)です。

契約容量の設定について

従量電灯Bのお客さまについては、お客さまが幹線に施設される配線用しゃ断器等(主開閉器)の容量または、お客さまのお使いになる電気機器(負荷設備)の容量によって契約容量を設定します。
 また料金についても、その契約容量に応じた基本料金を申し受けます。

契約容量の具体的な算定方法

[主開閉器契約]

多くの負荷設備を同時使用しないため、小容量の主開閉器を設置されているお客さまにおすすめです。

主開閉器の定格電流(A)×電圧(V)×1/1,000
 (注)供給電気方式が単相3線式の場合の電圧は200V

[負荷設備契約]

多くの負荷設備を同時使用されるため、大容量の主開閉器を設置されているお客さまにおすすめです。

- ① 契約負荷設備の総容量(入力)を算定します。
 ・総容量の算定にあたっては実際に必要な電気エネルギーである入力値(VA)に換算します。
- ② 総容量に電気特定小売供給約款に定める所定の係数を乗じて契約容量を算定します。

(契約容量算定例)

方式:単相3線式
 電圧:200V
 主開閉器定格電流:60A
 負荷設備:蛍光灯(低力率)40W×30灯 白熱灯60W×50灯 エアコン2,400W×4台

<主開閉器契約の場合>

60A×200V×1/1,000=契約容量12kVA

<負荷設備契約の場合>

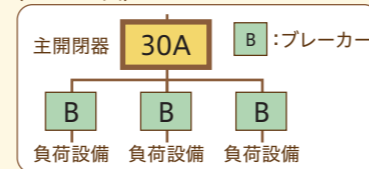
① 契約負荷設備の総容量(入力)の算定

蛍光灯(低力率):40W(入力換算値80VA)×30=2,400VA
 白熱灯:60W(入力換算値60VA)×50=3,000VA
 エアコン:2,400W(入力換算値2,400VA)×4=9,600VA
 合計:15,000VA=15kVA

② 総容量に所定の係数を乗じて契約容量を算定

6kVA×95%=5.7kVA A
 (15kVA-6kVA)×85%=7.65kVA B
 A+B=5.7kVA+7.65kVA=13.35kVA(1kVA未満四捨五入)
 よって契約容量は13kVAとなります。

(イメージ図)



電気特定小売供給約款に定める係数

最初の6kVAにつき	95%
次の14kVAにつき	85%
次の30kVAにつき	75%
50kVAを超える部分につき	65%

電気料金について

■料金単価

料金区分		単位	料金単価
基本料金		1kVAにつき	431円90銭
電力量料金	120kWhまで	1kWhにつき	30円14銭
	120kWh超過300kWhまで	1kWhにつき	36円23銭
	300kWh超過	1kWhにつき	38円10銭

*料金単価は、消費税等相当額を含みます。

*燃料費等調整が行なわれる場合は別項(20ページ)の燃料費等調整の取り扱いによります。

*まったく電気を使用されない場合の基本料金は半額といたします。

具体的な料金算定方法

契約容量 12kVA

1カ月の使用電力量が530kWhの場合

区分	計算方式		
基本料金	431円90銭×12kVA=5,182円80銭	①	
電力量料金	最初の120kWhまで	30円14銭×120kWh=3,616円80銭	
	120kWhを超え300kWhまで	36円23銭×180kWh=6,521円40銭	
	300kWh超過分	38円10銭×230kWh=8,763円00銭	
	計	18,901円20銭	②
燃料費等調整額	燃料費調整額	▲▲銭×530kWh=◇◇◇円◇◇銭	③
	離島ユニバーサルサービス調整額	▼▼銭×530kWh=◆◆◆円◆◆銭	④
再生可能エネルギー発電促進賦課金	■■銭×530kWh=◎◎◎円	⑤	円未満切り捨て
ご請求金額	①+②+③+④+⑤=〇〇,〇〇〇円	⑥	円未満切り捨て
うち消費税等相当額	⑥×10/110=●●●円		円未満切り捨て

注1. 燃料費等調整を行なう場合は、「燃料費等調整額」を減算または加算します。詳しくは別項(20ページ)をご覧ください。

注2. 再生可能エネルギー発電促進賦課金については、別項(23ページ)をご覧ください。